

第 103 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和 3 年 3 月 26 日（金）14:00～16:19

■場 所：Web 会議システムによる

■出席者（敬称略、50 音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹、持丸正明

<消費者庁>

片岡審議官、鮎澤消費者安全課長、松本事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング（水上設置遊具による溺水事故）
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
 - (3) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング（水上設置遊具による溺水事故）

○中川委員長 では、定刻となりましたので、ただいまから第 103 回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、諸般の状況に鑑みて、Web 会議システムによる委員会開催となりますので、よろしく願いいたします。

では、最初の案件に入りたいと思います。初めに「水上設置遊具による溺水事故のフォローアップ」を行います。消費者安全調査委員会では、水上設置遊具による溺水事故に係る事故等原因調査を行い、令和 2 年 6 月に経済産業省及び文部科学省に対して意見を述べました。本日は、まず意見先となった経済産業省から意見への取組の状況について御報告をいただきます。経済産業省の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

では、経済産業省から説明をお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから御意見を踏まえて作成しましたガイドライン、その周知状況について御説明申し上げた後、その次にその製品についてどういう取組をしているか、役割を変えて御説明を申し上げたいと思います。

まず、これまで我々が取り組んできた内容について、かいつまんで御説明申し上げます。昨年6月に御意見をいただきました。その翌月7月、応急的な対策としまして幾つかの団体に周知をしております。具体的には東日本遊園地協会、西日本遊園地協会に対して注意喚起及び事故等原因調査報告書に示された再発防止策の実施を要請してまいりました。

その後、昨年9月だったと思いますが、検討会を我々経済産業省に設置しました。その後、随時検討を重ねてきた結果、昨年12月末に「水上設置遊具の安全に関するガイドライン」を作成させていただいております。現在、そのガイドラインの周知徹底を行っているところでございます。

具体的には、エア遊具の安全に関する幅広い取組を行っております一般社団法人日本エア遊具安全普及協会の加盟企業53社に対する普及。さらには経済産業省が所管しております遊園地やテーマパーク、先ほども申しました東日本遊園地協会の加盟施設19社、西日本遊園地協会の加盟施設13社、その他、水上設置遊具を有すると確認できたテーマパーク2社にも周知を行ってきております。

さらには、我々がインターネットなどで検索して、過去1年程度に水上設置遊具に基づいたサービスを行ってきている団体、例えばホテルなどの宿泊施設及び観光協会、こういう46団体に対しても周知を行うべく取り組んでおります。

さらに、水上設置遊具が多く設置される可能性がありますのが海水浴場でございまして、ここへの注意喚起も必要だと我々は考えております。海岸行政を担当しておりますのは、農林水産省、水産庁、国土交通省というところでございますが、ここを通じて都道府県とか市町村、海岸管理者宛てに本ガイドラインの周知を図っていただくべく、担当省庁様にもお願いに参りました。

加えて、今月、さらに我々の取組を周知すべく、事業者向け及び消費者向け、両者の注意を促すステッカーとかチラシも作成いたしました。これを使って様々な企業の方々にも周知すべく取り組んでいるところであり、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

最後に一言だけ。我々は、このように我々の所管の業界を中心に最大限周知の取組を行っておるところでございますが、水上設置遊具は幅広い関係者が関係しております。例えば海水浴場などにつきましても、なかなか経済産業省の所掌が及ばないところがございます。ホテルのプールとかもございまして。こういうところにつきましては、安全啓発を徹底していくためにも、消費者の安全確保を任務としていただいております消費者庁様のお力を借りて、消費者庁様が先頭に立って関係省庁にも力強く働きかけて、関係自治体、関係業界を幅広く巻き込みながら対応していくことが必要ではないかと考えております。

私からは以上でございますけれども、製品の関連について、追加でもう一名から御説明申し上げます。

○経済産業省 製造局生活製品課のサイトウでございます。

今、御説明させていただきましたとおり、昨年12月に公表された経済産業省のガイドラインを踏まえまして、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会では、本年2月に水上エア遊具についてのJIPSA推奨マーク表示製品認定制度を策定しております。本制度は、遊具底面下への潜り込み防止ができる設計など、利用者にとって安全度の高い製品となるよう配慮した設計がなされているか等につきまして、同協会が確認し、認定を行うものでございます。認定申請に向けて準備を進めている企業もあると聞いております。

ガイドラインの普及啓発とともに、当省としても同協会による認定制度の適正な実施を通して安全性の高い製品が普及していくように、引き続き同協会の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

これから意見交換を行いたいと思いますが、本日経済産業省から御報告いただいたものにつきましては、これから意見交換により幾つか確認をさせていただき、それに基づいて調査委員会で検討した上で、後日改めて検討した結果をお伝えしたいと考えております。

それでは、これから意見交換に入りたいと思います。まず当方からは、本件に関しましてサービス等事故調査部会で議論をしているところでございますので、持丸部会長から質問あるいは御意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○持丸委員 サービス等事故調査部会長を務めております持丸でございます。私どもの部会で皆様方からいただいた意見等に基づいて、今日もこの場で少し詳しくお伺いしたのですが、幾つか質問事項があります。まず1つ、事故の再発を防止する体制の構築として、ガイドラインといったものを示していただいたと理解していますが、まずガイドラインの周知というものについて、誰に対してというのは今日もちよっとあったのですが、具体的にどのような方法で。例えばメールで送っているだけとか、ちゃんと説明会を開きましたよとか、周知の方法がどうなっているのか。それが出すほうです。今度は受け取った方々が、はい、承りましたということなのか、それをどうやって周知先で活用しているのかということをごのぐらい把握していらっしゃるのかというのが大きな点です。

2つ目、ガイドラインをもう少し具体的にしていくということで、私も国の様々なものに関わっておりますので、国のガイドラインとして何々が推奨されるとか、そういう表現になっていることが必ずしも悪いと考えているわけではないですが、通常の場合、こういう国のモデルガイドラインに対して、現実的に業務を行う業界団体などが少しウエートをつけて、この部分はうちではしっかり守っていきましょうとか、そういうことを進めていくものと理解をしています。これが一体どういうリスク低減策

として検討されていくのか。具体的に安全重視のためにどのように進んでいくのかという検討スケジュールが把握されているかどうかという辺りが2つ目でございます。

同じように、そのガイドラインの内容に対して事業者の取組状況。それに対してどうやって取り組んでいるのか。評価結果によっては事業者に改善を促す必要がある。それを業界団体に任せるのか、あるいは国として業界団体を指導するのか。そういう仕組みについてもお教えいただきたい。これが3つ目のポイントでございます。

最後になりますが、こちらは応急的な再発防止ということに関してです。今、言ったガイドラインというのをもさることながら、また夏が近づいてきております。コロナがどういう状況になるか分かりませんが、再び水上設置遊具みたいなものが活用されるということも考えられますので、ガイドラインを着実に普及して根底から直していくことと併せて、応急的な再発防止の実施をぜひとも今年度も実施してほしいと考えておまして、そこのところ。並びにこれもまた難しいことは分かっていますが、今回要請を行っていただいた東日本と西日本の遊園地協会がどのぐらいの組織率になっていて、これ以外の水上設置施設に対してどのように要請していくのか。今もちょっとありましたが、消費者庁から他省庁に働きかけなければいけないということだけが残っているのであれば、それでも結構なのですが、貴省でアプローチできるようなところがまだ残っているのであれば、そこに関してどういうアプローチをしていくか。この辺りを少し明らかにしていただきたいというのが我々サービス部会からの見解でございます。

私からは以上になります。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、経済産業省の皆様、今の御意見あるいは質問についてお答えをお願いしたいと思います。

○経済産業省 ありがとうございます。

まず、1番目、周知をどのように具体的にやってきたのかという点でございます。昨年、この御意見をいただいた後、応急的な措置として7月に行いました点については、紙で業界団体にメールベースでお送りして、その業界団体のメンバーに徹底していただいたところでございます。その後、先ほど申しました、幾つかのそれ以外に入っていないところも、メールのアドレスが載っていないところがございますので、そういう場合は住所宛てに紙で郵送しております。説明会というのは個別に行っていませんが、まずはガイドラインのことを知ってもらうということで、幅広くメールなり郵送で関係者にお送りしているところでございます。

これが今後どうやって活用されていくかということ把握するかという点でございます。我々が所管しております遊園地協会については、特に水上設置遊具を設置しているところについては、ガイドラインの遵守状況をその施設のホームページで公開するよう要請しております。その公表状況も見ながら我々はフォローアップをしていきたいと思っております。

2番目の御質問、ガイドラインを今後どのように具体化していくのかというところでございます。我々は、まずはこのガイドラインを周知していくことに重点を置いて

おりますが、特に日本エア遊具安全普及協会様におかれましては、我々のガイドラインを踏まえまして様々な具体的な取組が行われております。例えば先ほど冒頭御説明申しました個別の施設、JIPSA 推奨マーク表示製品認定制度をつくられたり、水上エア遊具安全運営 10 ヶ条の中に我々のガイドラインも盛り込んでいただいたり、具体的な取組を行っていただいております。今後そういうので取組が足りないところがあるかどうか、引き続きこの協会様と議論をさせていただきたいと思っております。

3 番目、国としてどのように改善を促すのかというのは、先ほど簡単に申し上げましたが、取組状況をホームページにもちゃんと出してもらって、それを見ながら我々が改善を促していきたいと思っております。

一番最後、夏が近づく前に応急措置をどのようにやるのか、加盟していないところに対するアプローチをどうするのかという点がございました。夏が来る前にプール開きのタイミングもちゃんと見ながら、昨年と同様に注意喚起を行っていききたいと思います。それは、我々が昨年行いました業界団体や、インターネットで見つけたところに幅広くやるのは当然のこととしまして、関係省庁の皆様にもお願いしながら広くやっていきたいと思っております。

最後に、業界団体に入っていないところへのアプローチをどうするのかという点でございまして、東日本遊園地協会とか西日本遊園地協会は、それぞれ十数社のメンバーでございまして、これ以外にも多々あると思っております。我々が把握している限り「レジャーランド&レクパーク総覧」というのがございまして、これは全国のレジャー施設の名簿になっておるものでございまして、そこには現時点で 2,222 軒の施設が掲載されております。そこは必ずしも我々の所管でないかもしれませんが、そのガイドラインなり、今回我々が作った注意喚起のチラシなりステッカーとか、様々なものを郵送でお送りして、その周知を図ってまいりたいと思っております。

取りあえず以上でございまして。

○中川委員長 ありがとうございます。

持丸委員から何かございますか。

○持丸委員 追加ではございません。ありがとうございます。

○中川委員長 それでは、ほかの委員も含めまして御自由に意見を述べていただきたいと思います。いかがでしょうか。小川委員、お願いします。

○小川委員 ありがとうございます。小川です。

製品課さんのほうから御説明がちょっとありましたけれども、今回のこの遊具の最大のリスクは潜り込みだと思っております。潜り込みを防止するような装置ということがお話の中にあつたのですが、今回出されたガイドラインは、基本的にはサービスをどうするかということで、製品のことあまり踏み込んでいないように思われるのですが、協会認定をするというお話もあつたのですが、製品側のガイドラインというか、基準、そういうものがどうなっているのかというのが 1 点。

それから、現在使われているものに補修して何らかの形で本質安全が保たれる、潜り込まないような防止装置を後づけで付け加えろとか、そういうことがあれば非常に安全になるのではないかと思っております。物のガイドラインと補修部品という観点で

はどうなっているのか教えていただきたいのですが。

以上です。

○中川委員長 経済産業省の方、よろしくお願いします。

○経済産業省 お答えいたします。認証制度につきましては、製品の配慮設計ということで、重点配慮事項というのを掲げております。「遊具底面下への潜り込み防止ができる設計、構造」「潜り込んだ場合でも呼吸が確保できる設計、構造」「遊具底面下に潜り込んだ場合に、目視で迅速に発見できる設計、構造」「遊具底面下に潜り込んでも、容易に離脱できる設計、構造」のうち、いずれか1つを満たすということが条件になっております。

さらに、補助的配慮事項といたしまして、遊具の下には潜らないといった注意喚起マークの表示、遊具側面への取っ手の取付け、あるいは遊具の周りを一段低くしたりして搭乗口を取り付けるとか、その他事故防止に効果的な設計、構造というものを可能な限り採用すべきという事項になっております。これらの設計基準につきましては、海外の規格と比較いたしましても適切に内容が整備されているものと認識しております。

それと、現状あるものへの後づけができるかどうかということですがけれども、申し訳ございません。私自身、そこのところは把握しておりません。ただし、これらの遊具につきましては、穴が空いたりした場合はもう使えないということで、それほど耐用年数があるというものではないと認識しております。

取りあえず以上でございます。

○小川委員 ありがとうございます。

○中川委員長 小川委員から重ねてよろしいですか。

○小川委員 はい。

○中川委員長 ほかの委員からいかがでしょうか。河村委員、お願いします。

○河村委員 河村です。御説明ありがとうございました。

質問といいますか、気になる点があるのですけれども、ガイドラインの3ページに「製品事故の分類の例」というのがありまして、これはNITEの製品事故の区分を例として挙げているということですが、そこには「製品に起因する事故」と「製品に起因しない事故」というのがありまして、いわゆる製品事故、典型的には今まで使われてきた消費生活用製品みたいなものの分類に見えるのですけれども、製品の側にあった、あるいは使い方の側というのは消費者のことだと思うのですが、それにあつたという分類になっています。これに対応して、例えば5ページを見ますと、遊具提供事業者、つまり、製品の提供の事業者の項に事故対応、「製品に起因する事故が発生した場合には」ということで、対応することが書かれております。

私が気になっていますのは、事故が起きて消費者安全調査委員会が調査をしたわけですが、サービス部会で担当していることから分かりますように、プール事故というのは製品事故でもありつつ、サービスの事故でもありまして、本当に製品か製品でないかではなくて、製品なのか、サービスなのか、使用者なのか、環境なのか、全てなのかというのを見ないと本当に把握できない典型的な事故だと思っているので、事

故対応の分類の中になぜ運営上というファクターがないのかということ。

事故対応が遊具提供事業者。運営事業者の後ろのほうにも事故がとかいうのがあにはあるのですが、ただ、報告みたいなことに関しては、恐らく事故情報の把握みたいところは製品提供事業者のところにかかっているようです。

私が思いますに、ここに事故情報が行くのは、起きたときから、その後ちょっと時間があってから行くようなところだと思うのですが、私が申し上げたいのは、事故分類の中になぜ運用みたいなものが入っていないのか。そういう視点があったのか、なかったのか教えていただきたいと思います。

○中川委員長 よろしくをお願いします。

○経済産業省 ありがとうございます。

まさに委員御指摘のとおり、製品とサービスが混じり合っているという点でも、我々、ここに2人、今、代表事項を説明したのも、どちらかというサービス、製品という、連携して経済産業省としても取り組んでおります。

先ほどの点でございますけれども、これをつくるときにどういうふうな思想でつくったかというのはあれですが、ガイドラインとは別に、先ほど申しました日本エア遊具安全普及協会が安全10ヶ条というのをつくっております。この10ヶ条の中には、

そのメンバーとして、設置した者が運営上事故が起こったときは、その協会にちゃんと報告すること。協会は経済産業省にそれを報告することをルールとして定めております。そういったことで、製品に起因があっても、運営上起因があっても、その協会が把握し、我々としても把握できることにはなっていると思いますが、もう一度そういう観点からガイドラインに不十分なところがないかチェックしてまいりたいと思います。

○河村委員 ありがとうございます。

○中川委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○経済産業省 1点補足をさせていただきます。製品安全課長の原でございます。

先ほど河村委員の御指摘は至極ごもっともだと思っております。まさに本件について事故を防ぐために、より実効性を上げるためには、場所を管理している方々、あるいはそういう施設を運営される方々にしっかり落とし込むことが重要だと思っております。今、2人の説明がありましたけれども、これだけの取組をしても、遊具の提供者側、発注を受けて、それを提供する側に言ってもなかなか限界があるところがございます。ですから、その場所を運営する方々にしっかりこのルールを落とし込んでいくために、消費者庁あるいは関係省庁にぜひ御協力いただいて、そういう場所、あるいは運営を実際に主体的に行っている方々にもしっかりと落とし込めるように御協力を賜ればと思っております。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○経済産業省 補足で。先ほどの河村委員の御指摘。委員から御指摘があったと思いますが、このガイドラインの中の12ページのところに、運営者が対応する中の事故発

生時の対応のところ、製品に起因しない事故については、基本的にそのサービスの提供側がこのようなことをやるようにというのは一応書かせていただいております。

とはいえ、これを実効性たらしめるべく、先ほど申しました協会等も含め連携して取り組んでいきたいと思っております。

○中川委員長 ありがとうございます。

河村委員、お願いします。

○河村委員 御回答ありがとうございます。

さらに付け加えたいことは、私は消費者団体で事故調査のことにずっと取り組んでいるのですが、製品に起因する、いや、製品に起因しないけれどもサービスに起因するというだけでは捉えられない原因で事故は起きていると思っていて、それが2つ絡み合ったから起きたとか、どこに起因したかを最初の段階で線を引くことを前提にした対応というよりは、複数の要因が消費者の側にも何か。いわゆる鍵括弧ですけども、誤使用と言われるようなものがあつたとしても、事故が起きたときに幅広い視点で捉えられるのだ、あまり線を引いて縦割りにならないようにということを観点に入れていただけたらと思います。

以上です。

○中川委員長 今の点について、経済産業省のほうから特に何かありますか。

○経済産業省 ありがとうございます。

まさに河村委員御指摘のとおりだと思っております。意見具申の先として、主として経済産業省のほうに御意見を賜って、先ほど田中のほうからも申し上げましたけれども、関係省庁にお願いするという形にさせていただいていますが、一元的に主体性を持って取り組んでいただくことも非常に大事だと思っていまして、製品を提供する側とかサービスを提供する側は、発注者からの意向でこういうふうにやってほしいという制約がある程度ある中で、場所を管理する、あるいはそういうものを実際運営される方々にしっかりと落とし込むことで隙なく実効性を上げられるのかなと思っていまして、我々のほうでリーチできるところは精いっぱいリーチをさせていただきますが、ぜひ関係省庁の方々にしっかりと御協力賜れるようにサポートをいただければと思っております。

以上でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。水流委員、お願いします。

○水流委員 遊園地等、そういった事業者さんには積極的に経済産業省さんのほうからアプローチできるということで、非常にありがたいのですけれども、子供とか監視者もないという状況のホテルのプールに宿泊者とかそういった方が利用されることが多い。そういった場合に、こういうことが可能かどうか分からないですが、ホテルにそういった水上遊具を卸す事業者さんに対して、製品としての条件として安全が担保されたものしか卸せないようにさせるということは、経済産業省さんのほうから働きかけができるのでしょうか。

○中川委員長 お願いいたします。

○経済産業省 まず、私のほうから。確かにホテルのプールとかにも設置されている例がございまして、冒頭申しました我々がインターネットで検索して、過去1年間にこういった水上設置遊具のサービスの告知を行っているところの中にもホテルが幾つかございました。そういうところにはそのガイドラインとか郵送を行って徹底しておるところでございしますが、ホテル側としましては、国土交通省さんの御協力も得ながらこれを徹底していく必要がありますので、ホテル側の周知をきちっとやっていくというのがまずあるべきかと思えます。

次に、卸とか、製品として担保されたものしかできないようにできないのかという点でございします。これは今すぐそれを規制するというのは難しゅうございしますが、先ほど製品担当のほうからございました推奨マーク表示製品認定制度などを安全協会がつくっております。そういったマークが広がれば、そういったのもちやんと識別されるようになり得るのではないかと考えております。

○水流委員 ありがとうございます。

先ほど小川委員のほうから話があったように、安全性を担保するという形が技術的にはできるとすれば、製作側というか、物づくりをする側に対して経済産業省さんのほうから働きかけがしやすいと思えますので、ホテルはたくさんありますが、水上遊具をつくるというところは、それよりは数が少なくなるとすると、せめて日本国内の製造メーカーに対してはそういうことを言うただけだとありがたいなと思えます。

以上です。

○中川委員長 経済産業省のほうからは、メーカーに関してはいかがですか。

○経済産業省 メーカーにつきましては、いずれのメーカーも協会に属してございまして、今回の認証制度等につきまして全て理解をしているということで、実際に国内メーカーにつきましては、認証制度の認証を取るためにもう既に準備に入っていると聞いております。

○中川委員長 ほかにいかがでしょうか。大体委員からよろしいでしょうか。

では、私からもう一度確認させてください。意見は2点にわたっていたと思うのですが、1点目は指導體制の構築であり、2点目は製品の設計、本質的安全設計とリスク低減策を検討する。この2点が柱であったと思えます。

1点目につきまして、先ほどから議論をいただいたところですが、確認をさせていただきます。メーカー側と施設側に分けますと、メーカー側については、エア遊具協会ではほぼ国内のメーカーは捕捉されている。そして、そのメーカー側についてはこのガイドラインを周知されていて、認証制度の準備にかかっている。そういう意味で対応はできているという認識であると理解しました。

施設側については、ホテルが例えば国土交通省であるとかいうことは別にいたしますと、経済産業省で所管されている遊園地の部分については、遊園地協会を通じて周知しているけれども、遊園地協会に多くのいわゆる遊園地的な娯楽施設が含まれているわけではないので、今後、一つ一つ発見次第、郵送で連絡していくということを考えているとおっしゃったと思えます。そのほか、河川とか湖沼等については施設ではなくて、農林水産省等にやっていただくしかないのではないかとということで、農林

水産省にお願いしたと。このように伺いました。

その上で、このように広いから消費者庁も関わってほしいということなのですが、消費者庁から各業界に対してとおっしゃった趣旨について確認なのですが、まず国土交通省とか農林水産省に対して何らかの働きかけをしてほしいというような趣旨もあったかと思えますし、それに加えて消費者庁がどのように入っていくということを希望すると言われたのか。これを1点確認したいと思えます。

もう一点は、先ほど言った意見の2本目の柱ですが、本質的安全設計です。これは特にメーカー側ということになると思いますが、同時に発注者である施設側、発注者のほうにももちろん理解してほしいわけですが、先ほどメーカー側のほうで認証を準備するということでしたが、その認証の基準、安全設計はどういう考え方によるものなのかは、このガイドラインに書いてあるのか。そして、その認証基準もそのような安全設計そのものについて何か検討するということになるのかどうか。この点をもう一度確認したいと思えます。

以上、2点お願いいたします。

○経済産業省 では、最初の点を私のほうから御説明申し上げます。まず、我々が申し上げた2つの協会、東日本、西日本の遊園地協会に属しているのは当然のことながら、総覧という名簿に載っている2,222の施設については、我々が全て周知を図ります。これは今、準備中でございます、これに対して周知をします。

次に、農林水産省さんとか国土交通省さん、他省庁さんへのお願いのところでございますが、水上設置遊具が様々なところに設置される可能性がございます。したがって、例えば海水浴場とかホテルの中のプールとか、こういうところにこういった周知がちゃんと行き届くよう、所管している関係省庁にもお願いをしてほしいというのが我々のお願いでございます。

○経済産業省 製品のほうでございます。先ほどの御質問の中で、ガイドライン等についてこの認証制度が落とし込まれているかということかと思うのですが、この認証制度の認定に当たっては、まず1つ目として、水中エア遊具の安全運営10ヶ条、これは先ほどのガイドラインに基づいて協会がさらに深掘りしてつくった10ヶ条でございますけれども、それをきちんと準拠しているか。それと、経済産業省のガイドラインを準拠しているか。さらに、経済産業省のガイドラインの製品情報の共有を準拠しているか。そのほか、設計、設置を準拠しているかなどについて審査をするというふうになっております。

以上です。

○中川委員長 重ねての質問になりますが、後者のほうですけれども、そうしますと、既存のガイドラインを守っていればこの事故は起きなかったという認識であると理解してよろしいでしょうか。前者については、消費者庁にはどのような御要望を出されたと理解すればよろしいでしょうか。

以上、お願いいたします。

○経済産業省 安全設計のところですが、これは車の両輪かと思うのです。1つは、製品の安全設計という観点については、製品事故を防止するという観点から非

常に重要であると考えております。他方で、構造上、いかなる安全製品にしたとしても、プールや海で使用される限りにおいては、使用上や運営上の安全対策が欠かせないということをございまして、どちらか一方をすればほかはいいのだとか、あるいはガイドラインを守っていれば製品の安全はいいのだとか、そういうことではございませぬ。両輪が回ってこそ初めて安全が確保されると考えております。

以上です。

○中川委員長 ちょっと待ってください。そんなことは分かっているのです、両輪の片方があるのかということを確認したいのです。安全設計のほうです。サービス、運営の点でもう一方がなければいけないというのは当然のことなのですけれども、安全設計というのは既存のものでよいという御認識なのかということをお尋ねしたわけですから。

この点はいかがでしょうか。

○経済産業省 ごめんなさい。失礼いたしました。

安全設計については、先ほど申し上げました重点配慮事項を定めて、先ほど申しました潜り込みの防止とか、呼吸が確保できるとか、目視で迅速に発見できる設計、あるいは容易に離脱できる設計、構造にしなければいけないという形で技術基準を設けている。プラス補助配慮事項として、遊具側面の取っ手の配備であるとか、搭乗口の取付けをなささいということになっております。この辺は新たに設定されているということをございませぬ。

○中川委員長 それがガイドラインに書かれているということですね。

○経済産業省 こちらは、ガイドラインではなくて、推奨マークの製品認定制度のほうの審査項目ということになります。

○中川委員長 分かりました。

消費者庁の役割についてはいかがでしょうか。

○経済産業省 一言で申しますと、関係する省庁への働きかけでございませぬ。具体的には、今、我々が念頭にありますのは、海水浴場、ホテルのプールなど、そういうところに設置される可能性が高い業態を所管する省庁に対して、我々がつくりましたガイドラインを含めた水上設置遊具の危険性とその対策を周知していただきたいということをございませぬ。

○中川委員長 よく分かりました。

小川委員から手が挙がっています。お願いいたします。

○小川委員 その製品の認定基準をぜひ開示してください。それを我々も確認させていただいて、必要なことがあれば意見をしたいと思いますので、よろしくお願ひしませぬ。

○経済産業省 承知しました。

○中川委員長 ほかはよろしいでしょうか。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、経済産業省におかれましては、本日の議論を踏まえ引き続き取組を進めていただくようお願ひいたします。

繰り返しますが、先ほど申しましたように、本日経済産業省から御報告いただいたものにつきましては、当調査委員会で内容をよく吟味した上で、後日改めて検討した

結果をお伝えすることにさせていただきます。先ほど小川委員からありましたように、当該情報も提供していただくようお願いいたします。

では、経済産業省からのヒアリングは以上となります。本日は御出席をいただきまして誠にありがとうございました。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

《進捗状況の報告》

- 「自動ドアによる事故」の報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの 397 件を除く 32 件と 2 月に申出のあったもののうちの 4 件の計 36 件について検討し、調査委員会では、次のとおり決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 27 件
 - ・調査等を行わない 9 件

(3) その他

- 新規選定事案候補について、事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室